

第1章 計画の基本的事項

1. 計画策定の背景

はじめに

本県では、これまでの様々な環境問題に適切に対処していくため、環境の保全及び創造に関する基本理念と県民、事業者、行政等の役割を明らかにした『沖縄県環境基本条例』を平成12年(2000年)に制定しました。

また、県の環境保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画として、『沖縄県環境基本計画』を平成15年(2003年)に策定しました。

これまでに実施してきた各種施策展開により、赤土等流出量の減少や河川水質の環境基準達成率の向上など一定の効果を上げることができましたが、本県の自然環境は依然として、各種開発による影響、外来生物による生態系の攪乱、赤土等流出やオニヒトデの大量発生等によるサンゴ礁生態系の衰退など、様々な問題を抱えているほか、海岸漂着物問題、人間生活への影響が懸念される地球温暖化問題など、取り組むべき課題とそれに対する県民の意識や関心も大きく変化してきています。

これらの現状を踏まえ、残された自然環境を保全しつつ、『豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある沖縄県』の実現に向けて、新たな計画として、平成25年3月に『第2次沖縄県環境基本計画』を策定しました。

また、本計画の内容は、本県の基本構想である『沖縄21世紀ビジョン』及び総合的な基本計画である『沖縄21世紀ビジョン基本計画』を環境の面から推進する計画であることとし、沖縄21世紀ビジョン実施計画の見直しや本県の環境及び社会経済の状況等の変化を踏まえ、必要に応じ計画の見直しを行うことから、平成30年10月に本計画の改定を行いました。

『沖縄県環境基本計画(平成15年(2003年))』における施策の総合評価

これまでの施策の総合評価については、54ヶの個別目標^{*}において、概ね施策は取り組んでおり、大気や水環境等で数値目標を達成しました。

しかし、再生可能エネルギー導入や航空機騒音、赤土等流出、温室効果ガス排出量の削減、基地公害及び酸性雨の6項目については数値目標を達成しておらず、今後、取組を強化していく必要があります。

※各項目の具体的な評価結果については巻末に参考資料として示しました。

国内外の動き

近年における国内の動きをみると、国の『第3次環境基本計画(平成18年(2006年)策定)』では第2次計画の課題を踏まえながら環境保全に取り組みつつ、それらが経済的に評価されることを推進するため、『環境と経済の好循環』などが新たに盛り込まれました。また、『第4次環境基本計画(平成24年(2012年)策定)』では、目指

すべき持続可能な社会の姿として『低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成』し、『その基盤としての安全の確保』が掲げられています。

さらに、『第5次環境基本計画(平成30年(2018年)策定)』では、目指すべき社会の姿として、『地域循環共生圏の創造』、『世界の範となる日本の確立』、これらを通じた『持続可能な循環共生型の社会の実現』が掲げられています。

自然環境・生物多様性について

国連環境開発会議(地球サミット)において、平成4年(1992年)に『生物多様性条約』が採択され、この条約に基づき、日本では平成7年(1995年)に最初の『生物多様性国家戦略』が策定されました。平成20年(2008年)には『生物多様性基本法』が施行され、この基本法に基づき、平成22年(2010年)には『生物多様性国家戦略2010』が策定されました。『生物多様性国家戦略』は、生物多様性の保全と持続可能な利用に関する基本方針、国が行うべき施策の方向や講ずるべき対策等を定めたもので、これにより各種の取組が進められています。

また、平成22年(2010年)10月には、生物多様性条約第10回締約国会議(COP10)が愛知県名古屋市で開催され、遺伝資源の利用と利益配分に関する『名古屋議定書』と、平成23年(2011年)以降の新戦略計画(愛知目標)が採択されました。愛知目標では、生物多様性損失の根本原因への対処や持続可能な利用の促進等、5つの戦略目標が掲げられており、その下位にそれぞれの個別目標(合計20ヶ)が掲げられています。

生物多様性の価値については、COP10において生物多様性版スターン・レビューといわれる『生態系と生物多様性の経済学(T E E B)』の最終報告書が公表され、生物多様性の価値を自然資本として捉えた取組の推進が示されていることから、我が国においても平成24年(2012年)に『生物多様性国家戦略』を改定し、生物多様性の保全や持続可能な利用に向けて、方向性を明らかにするとともにこれに基づく取組が進められています。

また、平成28年(2016年)には、生物多様性条約第13回締約国会議(COP13)がカンクン(メキシコ)で開催され、この中で、愛知目標の達成に向けた進捗の確認が行われています。

地球温暖化問題について

気候変動に関する政府間パネル(I P C C)が平成25~26年(2013~2014年)に発表した第4次評価報告書によると、地球温暖化の進行は明らかであり、その原因は、人類の活動による温室効果ガスの発生によるものとされています。

地球温暖化問題に対応するため、これまで平成4年(1992年)に気候変動枠組条約、平成9年(1997年)に京都議定書が採択され、先進国全体の平成20年(2008年)から平成24年(2012年)までのCO₂排出量を平成2年(1990年)比で5%削減することを目的として、各国の数値目標が定められました(日本は6%削減)。京都議定書以降の温室効果ガス排出削減に関する国際交渉においては、G8ラクイラ・サミットやCOP16、

COP17等様々な局面で長期目標や枠組みに関する議論がなされてきました。

我が国においても、地球温暖化の防止に向けた取組が進められており、平成10年(1998年)には、京都議定書における目標である温室効果ガスの平成2年(1990年)比6%削減を達成するため、国、地方公共団体、事業者、国民の責務・役割を明確にした『地球温暖化対策の推進に関する法律』を制定しました。

平成17年(2005年)4月には、京都議定書の温室効果ガスの6%削減約束と長期的かつ持続的な排出削減を目的とした『京都議定書目標達成計画』が閣議決定され、様々な取組が実施されています。

2015(平成27)年に開催されたCOP21(フランス・パリ)において気候変動に関する2020年以降の国際枠組である「パリ協定」が採択されました。

パリ協定では、世界共通の長期目標として産業革命前からの平均気温上昇を2℃未満に抑えることや、すべての国による削減目標の5年毎の提出・更新、各国の適応計画プロセスと行動の実施など、様々な温暖化対策の取組が位置づけられました。

日本政府はパリ協定を踏まえた今後の取組み方針として、我が国としても世界規模での排出削減に向けて長期的、戦略的に貢献すること、COP21時に我が国が国際的に約束した目標(約束草案)の着実な実施すること等を位置づけており、2016年5月には「地球温暖化対策計画」を決定しました。

同計画では2030年度に2013年度比で26%削減するとの中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への筋道を付けるとともに、長期的目標として2050年までに80%の温室効果ガスの排出削減を目指すことを位置づけており、我が国が地球温暖化対策を進めていく上での礎となるものです。

循環型社会の構築について

社会における物質循環を確保することにより、天然資源の消費を抑制し環境への負荷の低減が図られた循環型社会を形成するための基本的枠組法として平成13年(2001年)に『循環型社会形成推進基本法』が施行され、これを踏まえ資源有効利用促進法や廃棄物処理法の改正をはじめ、一連のリサイクル法が施行されました。

平成19年(2007年)には、今後の世界の枠組み作りへ我が国が貢献する上での指針である『21世紀環境立国戦略』において、持続可能な社会が「低炭素・循環型・自然共生型」社会の各側面を統合した取組展開が不可欠であることが示されました。

これを踏まえて、平成20年(2008年)には環境基本法に基づく『第二次循環型社会形成推進基本計画』が閣議決定されました。平成21年(2009年)には、『バイオマス活用推進基本法』が制定され、この法律に基づく『バイオマス活用推進基本計画』が平成22年(2010年)に策定されるなど、循環型社会づくりへの取組体系の整備が着実に進みつつあります。

環境と経済の調和に向けた取組について

環境と経済に関わる国際的な動向については、環境保全に関する規制や規格の導入が進み、一国の環境保全に関する制度が他国の制度や経済に影響を与えるという状況が発生しています。気候変動や生物多様性の損失への対応等において「環境」という要素が国際競争に影響を与える度合いが大きく、遺伝資源の利用国(主に先進国)と提供国(主に途上国)との間での厳しい意見の対立など、環境問題への取組において国家間に複雑な利害関係が生じています。

また、自然環境及び生物多様性に関わる取組の中でも記述しましたが、COP10において示された『生態系と生物多様性の経済学(T E E B)』の成果を踏まえ、世界銀行では生態系の価値を国民経済計算等の勘定システムに組み込むためのグローバル・パートナーシップの立ち上げを発表するなど、生物多様性を資源として捉え、その価値を評価する取組にも国際的な進展がみられています。

我が国でも国の中央環境審議会での検討を経て、平成16年(2004年)に策定された『環境と経済の好循環ビジョン』では、持続可能な社会の実現には環境保全の取組を経済発展の新たな成長要素として捉え、環境と経済の調和(環境を良くすることによる経済の発展や活性化)を構築していくことが重要であるという考え方が示されました。

国の『第4次環境基本計画』においては、個人や事業者の環境配慮行動の浸透や環境配慮型商品・サービスの普及による経済・社会のグリーン化、技術革新や新たな価値の創出、社会システムの変革を含むグリーン・イノベーションを推進しています。

我が国の環境産業の市場規模は、平成20年度(2008年度)において75兆円であり、平成21年(2009年)に閣議決定された『新成長戦略(基本方針)』において、あらゆる施策を総動員することで、平成32年(2020年)までに50兆円を超える新規市場の開拓と140万人の環境分野の新規雇用を目指すとされています。

諸外国における国際的な動向を踏まえ、国は第4次環境基本計画やその他の計画等において、以下を環境政策の主な展開方向として示しています。

- 政策領域の統合による持続可能な社会構築(環境・経済・社会、環境政策分野間の連携)
- 国際情勢に的確に対応した戦略をもった取組の強化(国益と地球益双方の視点)
- 持続可能な社会基盤となる国土・自然の維持・形成
- 地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

国は、目指すべき持続可能な社会の姿として低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成し、その基盤として安全の確保を目指しつつ、環境分野を新たな経済成長の柱と捉えていることから、本県においてもこれまでの社会構造や経済構造を大きく変えていくことが求められています。

2. 計画の目的

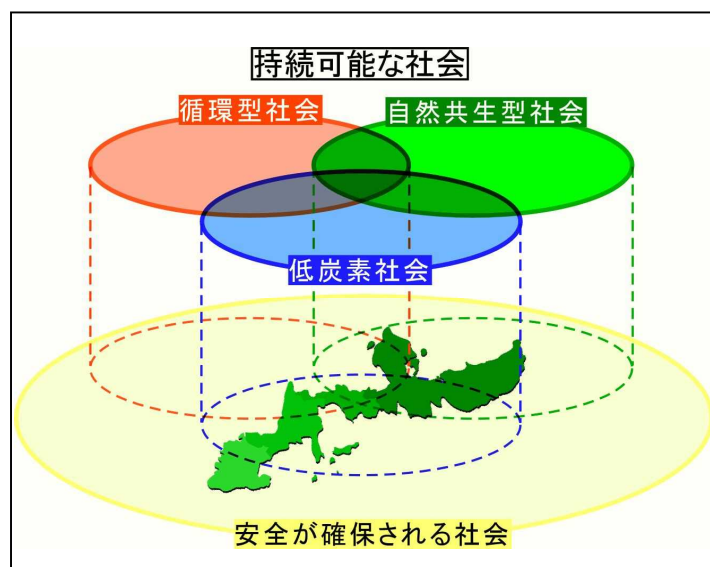
本計画は、『沖縄県環境基本条例』第8条の規定に基づく計画であり、その目的は以下のとおりです。

- 沖縄の環境の現況と課題を踏まえ、環境の保全及び創造に関する総合的かつ長期的な目標及び施策の方向を明らかにすることにより、県民、事業者、行政等の各主体による環境保全の促進。
- 各主体のパートナーシップのもと、『豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある沖縄県』の実現に向け、具体的な各種の環境の保全及び創造に関する施策の総合的かつ計画的な推進。

3. 計画の目標

これまでの国の『第2次環境基本計画(平成12年(2000年))』においては、長期目標として「循環」「共生」「参加」「国際的取組」が掲げられており、『第3次環境基本計画(平成18年(2006年))』ではそれらに加えて「環境と経済の好循環」が新たに盛り込まれました。

また、平成24年(2012年)に策定された『第4次環境基本計画』においては、目指すべき持続可能な社会の姿として「低炭素・循環・自然共生の各分野を統合的に達成」し、その基盤として「安全」を確保することとしています。



さらに、平成30年(2018年)に策定された『第5次環境基本計画策定』においては、目指すべき社会の姿として、『地域循環共生圏の創造』、『世界の範となる日本の確立』、これらを通じた「持続可能な循環共生型の社会」を実現することとしています。

また、平成19年(2007年)に策定された『21世紀環境立国戦略』では、「地球温暖化の危機」「資源の浪費による危機」「生態系の危機」の3つの危機から脱却し、社会の発展と繁栄を確保していくためには、「低炭素社会」「循環型社会」「自然共生型社会」を構築することが、持続可能な社会を実現するために必要であり、これら3つの社会は独立しているものではなく相互に関係していることから、それらに向けた取組を統合的に展開していくことが不可欠であると示されています。

さらには東日本大震災や原子力発電所事故等を背景にして重要性が高まった「安全・安心」という視点は、環境行政の原点であり、また上記3つの社会基盤となるものとして示しています。

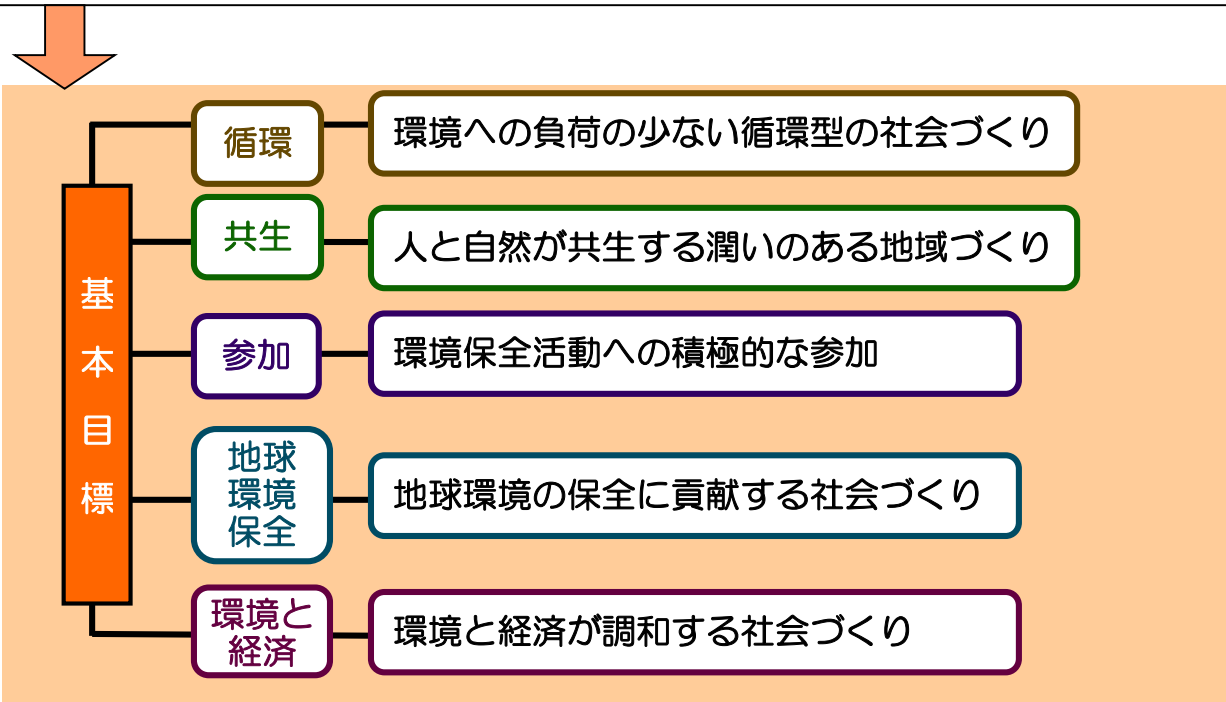
本県が目指す環境像と基本目標については、国が目指す社会の姿や環境政策の今後の展開方向に沿ったものとすることから、『豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある沖縄県』を目指す環境像とし、基本目標は、『環境への負荷の少ない循環型の社会づくり』、『人と自然が共生する潤いのある地域づくり』、『環境保全活動への積極的な参加』、『地球環境の保全に貢献する社会づくり』、『環境と経済が調和する社会づくり』の5つとします。

【沖縄県が目指す環境像】

豊かな自然環境に恵まれた安全・安心でやすらぎと潤いのある沖縄県

【沖縄県環境基本条例の基本理念】

- 恵み豊かな環境の享受と将来世代への継承 **参加**
- 環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会の構築 **循環**
- 人と自然が共生し、豊かな自然環境の保全と快適な生活環境の実現 ... **共生**
- 地球環境保全の積極的な推進 **地球環境保全**



【参考】国の環境政策における今後の展開方向

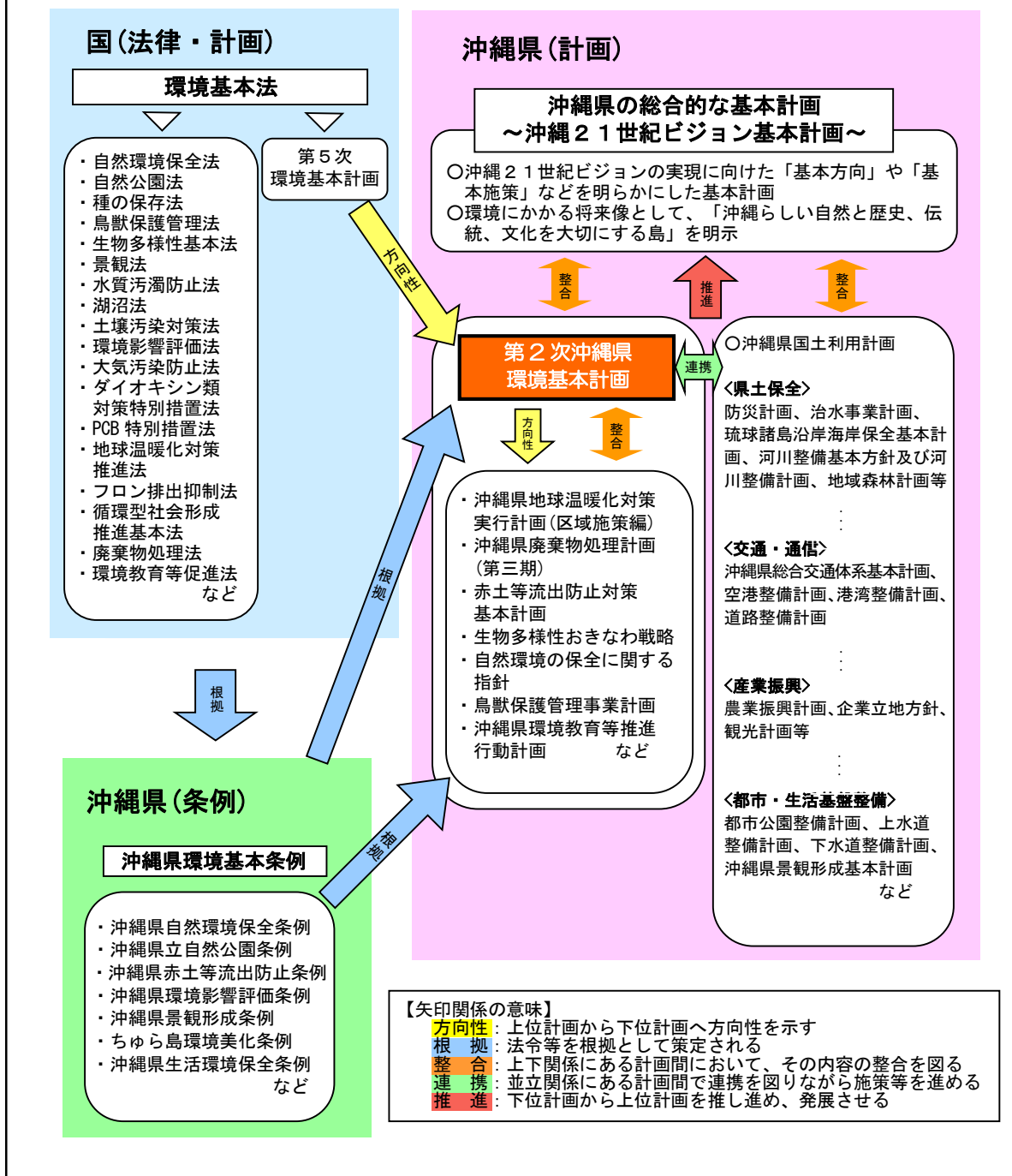
- 政策領域の統合による持続可能な社会構築
(環境・経済・社会、環境政策分野間の連携) **環境と経済**
..... **循環**
- 国際情勢に的確に対応した戦略をもった
取組の強化(国益と地球益双方の視点) **地球環境保全**
- 持続可能な社会基盤となる国土・自然の維持・形成 **共生**
- 地域をはじめ様々な場における多様な主体による
行動と参画・協働の推進 **参加**

4. 計画の性格・役割

本計画の内容は、本県の基本構想である「沖縄21世紀ビジョン」及び総合的な基本計画である「沖縄21世紀ビジョン基本計画」を環境の面から推進する計画としての役割を持っています。

このため、本県の環境保全を目的とする計画は、本計画に沿って策定し、展開・推進されなければなりません。また、他の計画においても、環境に関する事項については、環境保全を目的とする計画と同様、本計画の基本的な考え方に沿って策定し、本計画との調和を保つものとしします。

【環境保全に係る法令・計画等の位置づけと役割】



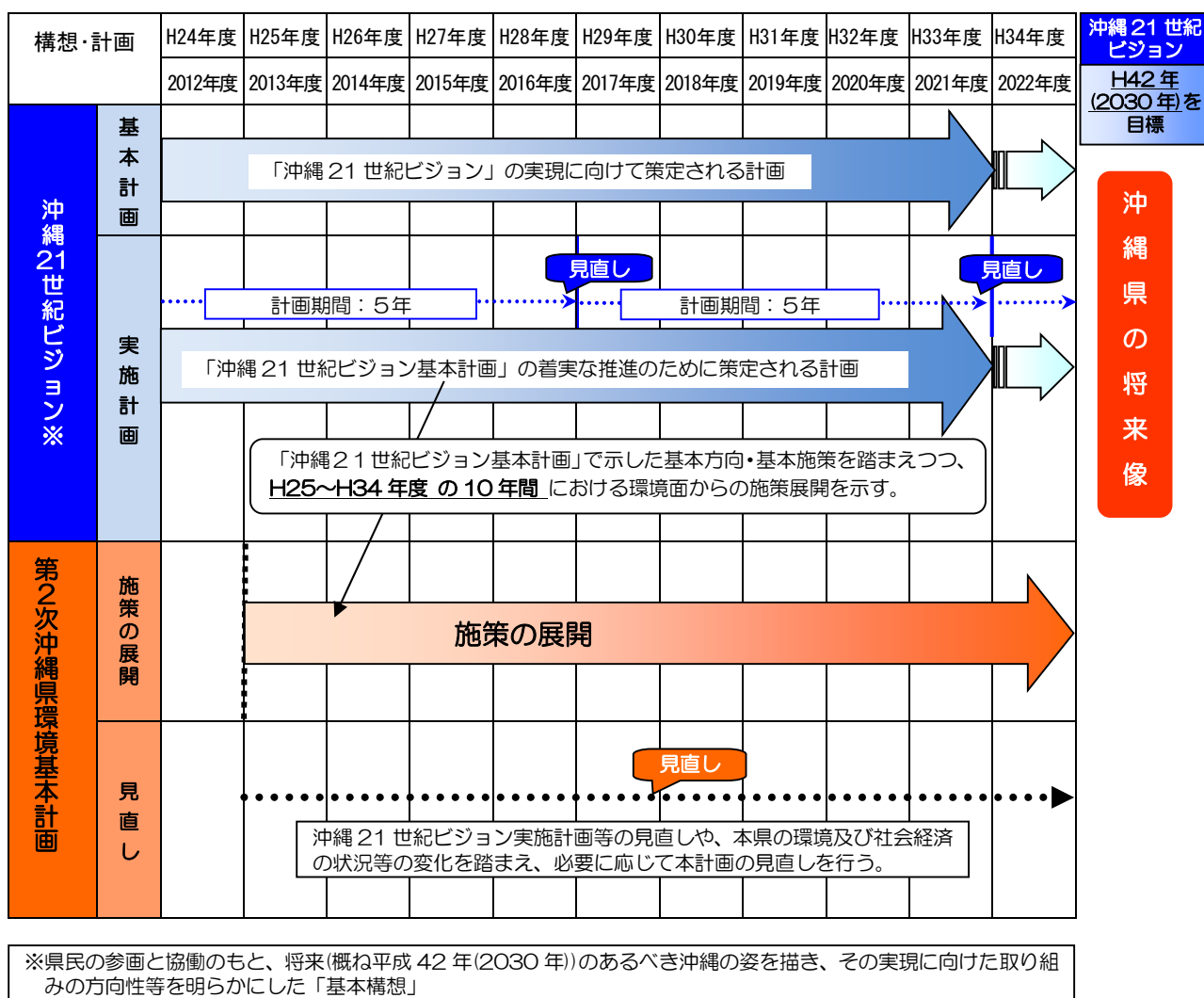
5. 計画の期間

本計画の対象期間は、

平成25年度(2013年度)～平成34年度(2022年度)の10年間

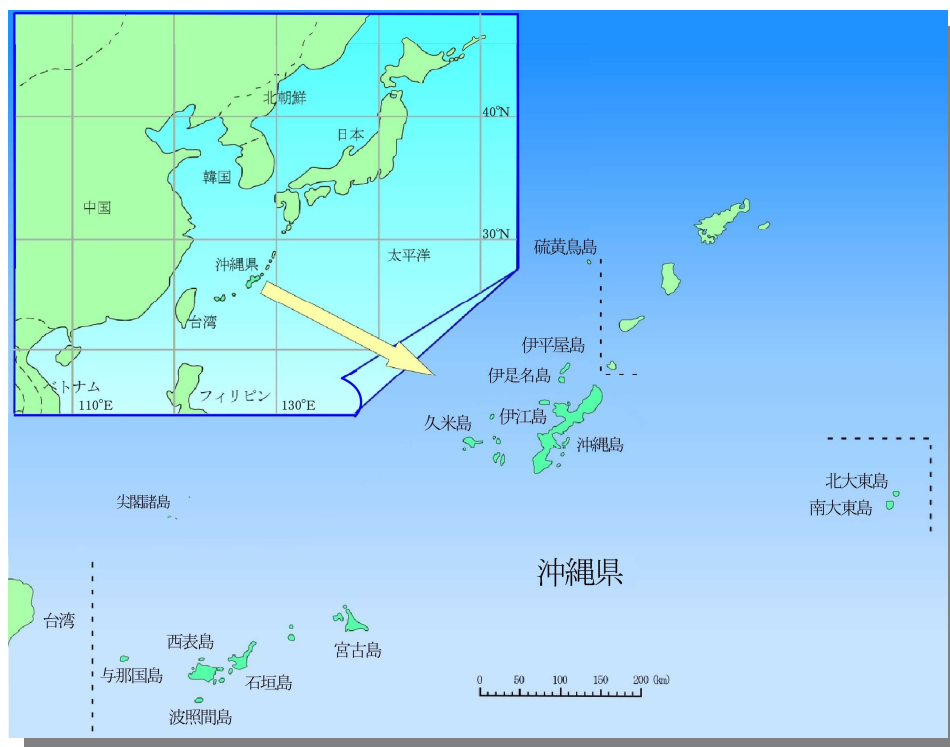
とし、本県の環境基本条例に沿って「沖縄21世紀ビジョン基本計画」や、その他関連計画を環境面から推進する計画とします。

なお、沖縄21世紀ビジョン実施計画の見直しや本県の環境及び社会経済の状況等の変化を踏まえ、必要に応じて本計画の見直しを行います。



6. 計画対象地域

本計画の対象地域は、沿岸海域を含む沖縄県全域とします。



7. 県民と環境との関わり

「環境」とは、私たち人間や生物を取り巻き、直接、間接の影響を与える外界のことを示す包括的な概念です。地域環境として沖縄県との関わりからみた場合、日常生活に直接結びつく、大気環境、水環境、土壌、騒音、廃棄物等の「生活環境」、自然景観、野生動植物を中心とする「自然環境」、史跡、伝統的な集落やまち並み等の「文化環境」があります。私たち人類の生存の基盤となる「地球環境」は、これらが相互に絡み合った複雑な系をなし、様々なバランスのもとに成り立っています。

人類の経済活動は自然環境に大きく依存しており、生産や消費のために自然界から化石燃料や水を採掘・抽出したり、森林を伐採して開発を行ったりしています。そして、生産・流通・消費のあらゆる過程において様々な廃棄物を発生させ、固形のものに限らず、液体や気体のものも廃液や廃熱等というかたちで自然環境に放出しています。自然環境はある程度負荷を受けても復元する力を持っていますが、ある一定の限度を超えて放出されたとき自然破壊や環境汚染等の環境問題が発生します。世界各地で発生した数多くの環境問題は、その影響が国境を越え、例えば地球温暖化などの空間的、時間的な広がりを持つ今日の地球環境問題にまで発展しています。沖縄県における地球環境問題の影響については、島しょ県であるため環境

容量が小さく、環境負荷の増大に対し脆弱であるということから、様々な問題が顕在化することが懸念されており、私たち県民にとっても深刻な問題として認識する必要があります。

これまでの県内における環境問題・課題に対処するため実施してきた各種施策展開により、環境改善が図られ一定の効果を上げることができましたが、本県の自然環境は依然として、各種開発等による影響、外来生物による生態系の攪乱、赤土等流出やオニヒトデの大量発生等によるサンゴ礁生態系の衰退など様々な問題・課題を抱えています。また、国内外の環境政策の動向、県民を取り巻く社会情勢も大きく変化しており、これらの問題・課題の解決を図っていくためには、私たち一人ひとりが環境に対する意識を高め、日常生活でできることを実践するとともに、県民やNPO等民間団体、事業者、行政など多様な主体が連携・協働しながら、環境保全等に積極的に取り組んでいく必要があります。

8. 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりです。

